

新潟県病院局管理規程第15号

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年5月31日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

新潟県病院局公印規程の一部を改正する規程

第1条 新潟県病院局公印規程（昭和30年新潟県病院局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改正後	改正前
(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) (9)～(14) (略) 2 (略)	(公印の種類) 第2条 公印の種類は、次のとおりとする。 (1)～(8) (略) <u>(8)の2 地域機関の長印</u> (9)～(14) (略) <u>(14)の2 地域機関の企業出納員印</u> 2 (略)

第2条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

公印のひな形及び寸法

新潟県 病院事業 管理者印 27mm平方	新潟県 病院局 長印 27mm平方	新潟県 病院局 総務課 長印 24mm平方	新潟県 病院局 経営企画 課長印 24mm平方	新潟県 病院局 業務課 長印 24mm平方
新潟県 立何々 病院長 印 27mm平方	新潟県 立何々 センター 院長印 27mm平方	新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県 病院局 企業出 納員印 18mm平方	新潟県 立何々 病院企 業出納 員印 18mm平方
新潟県立 何々病院 附属看護 専門学校 印 27mm平方	新潟県 病院事業 管理者印 専用 27mm平方	新潟県立 何々看護 専門学校 長印 27mm平方	新潟県立 何々看護 専門学校 印 30mm平方	

備考 字体は、適宜とする。

第3条 新潟県病院局公印規程の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
(管守) 第4条 (略) 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長及び新潟県立看護専門学校長がそれぞれ管守する。	(管守) 第4条 (略) 2 前項以外の公印は、新潟県立病院長、新潟県立病院附属看護専門学校長、 <u>新潟県立看護専門学校長及び地域機関の長</u> がそれぞれ管守する。

附 則

この規程は、令和6年6月1日から施行する。